

埼玉県県民の森管理規則

平成十七年四月八日
規則第二百一十一号

改正 平成二〇年 八月二十九日規則第七十八号

埼玉県県民の森管理規則をここに公布する。

埼玉県県民の森管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[埼玉県県民の森条例\(昭和五十六年埼玉県条例第十六号。以下「条例」という。\)](#) [第十三条](#)の規定に基づき、埼玉県県民の森の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 [条例第八条第一項](#)の規定による申請は、知事が指定する期限までに[別記様式](#)の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 [条例第七条第二項](#)に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(その他)

第三条 この規則に定めるもののほか、埼玉県県民の森の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

別記様式

(第2条関係)

埼玉県県民の森指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

①

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一部改正〔平成20年規則78号〕